

平成19.12.1 制定

改正 平成22.4.1 平成24.4.1

平成25.4.1 平成26.4.1

平成28.4.1 平成30.10.1

令和2.4.1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室（以下「戦略室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 戦略室は、群馬大学（以下「本学」という。）の学術研究に必要な研究戦略を策定し、先端研究及びプロジェクト型研究を推進させ、本学の研究成果を地域社会に広く還元することを目的とする。

(業 務)

第3条 戦略室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 先端研究の推進に関すること。
- (3) プロジェクト型研究（国際共同研究プロジェクトを含む）の推進に関すること。
- (4) 競争的研究資金獲得のための企画立案に関すること。
- (5) プロジェクトに係る研究設備マスタープランの策定に関すること。
- (6) その他戦略室の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 戦略室に、室長を置く。

(室 長)

第5条 室長は学長が指名する本学の教員をもって充てる。

- 2 室長は戦略室の業務を掌理する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 戦略室の円滑な運営を図るため、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室会議（以下「戦略室会議」という。）を置く。

- 2 戦略室会議は、第3条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。
- 3 戦略室会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

- (2) 教育・社会情報学系分野（共同教育学部，社会情報学部），医学・医療系分野（医学系研究科，保健学研究科及び生体調節研究所）及び理工学系分野（理工学府）から室長の指名する教員 各1人

(3) その他室長が必要と認めた者 若干人

4 戦略室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者を戦略室会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ユニット)

第7条 戦略室に、昭和地区における研究推進を図るため、医科学研究ユニット（以下「ユニット」という。）を置く。

2 ユニットに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 戦略室の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される本部長及び副本部長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に指名される副室長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名される室長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。